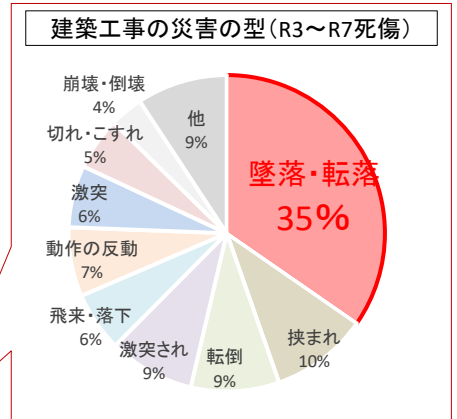
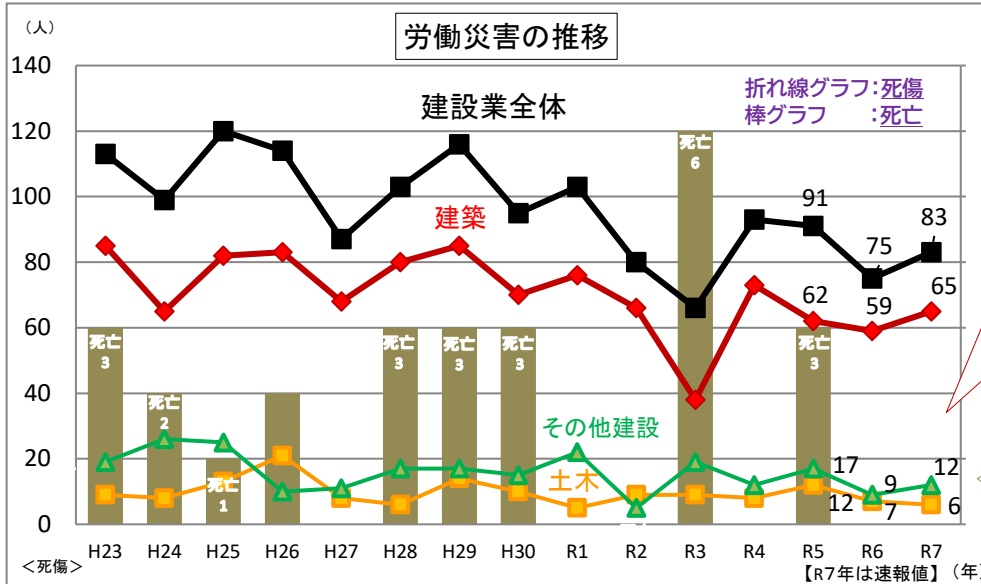


死亡・重篤災害【ゼロ】に向けて

「墜落・転落」「熱中症」防止の強化

新宿労働基準監督署

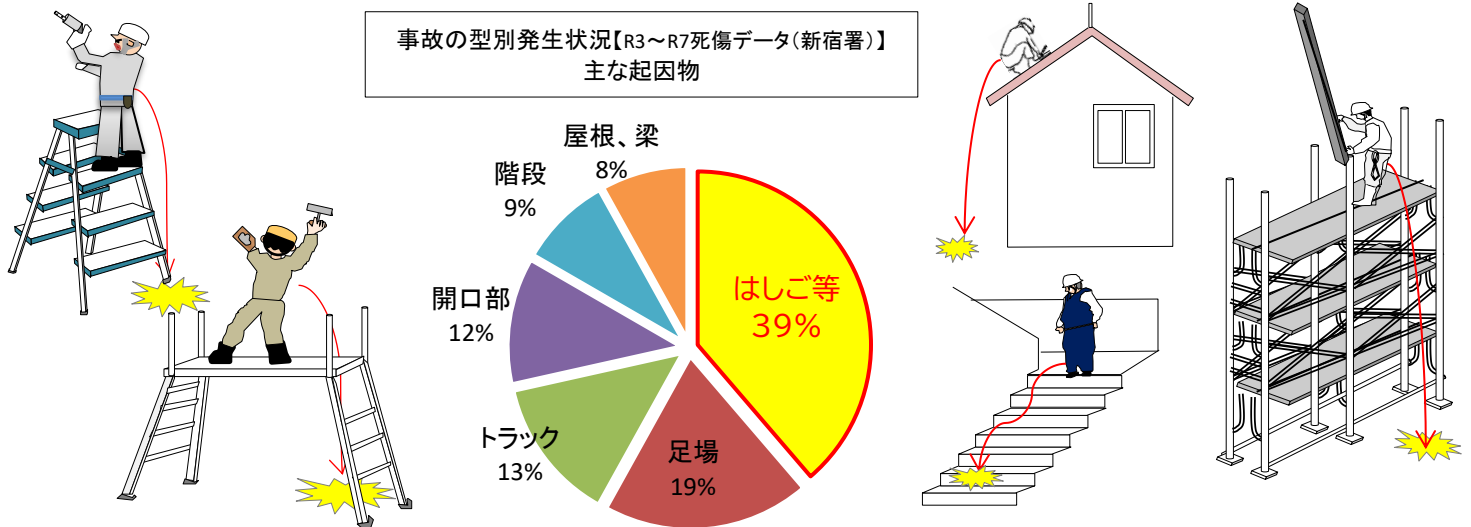
管内（新宿・中野・杉並区）の建設業の災害の発生状況



H23以降の死亡災害のうち

- 「墜落・転落」12件
- 「飛来・落下」3件
- 「崩壊・倒壊」2件

建設業における「墜落・転落」災害の特徴



令和8年4月1日以降に改正される労働安全衛生法の主なポイントについて

個人事業者等（フリーランス・一人親方などのほか、中小事業者の代表者又は役員も対象）にも、労働安全衛生法の改正により各種の措置を講じることが定められました。

- ☑元請事業者の統括管理の対象が全ての作業者に拡大 (R8.4.1施行)
- ☑個人事業者等による労働基準監督署への申告制度 (R8.4.1施行)
- ☑個人事業者等の災害報告制度 (R9.1.1施行)
- ☑個人事業者等自身にも安全に関する措置が義務化 (R9.4.1施行)
- ☑作業場所を管理する者への連絡調整措置が義務化 (R9.4.1施行)



関連リーフレット
はこちら



「墜落・転落」「熱中症」による災害防止が重点対策

墜落・転落災害の防止について

1. 脚立、はしごについて

①まず検討！

□ はしごや脚立の**使用そのものを避ける**

□ 墜落の危険性が相対的に低い用具へ変更(ローリングタワー、可搬式作業台、手すり付き脚立等)

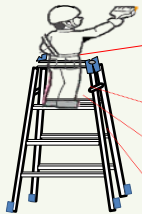


【可搬式作業台(例)】

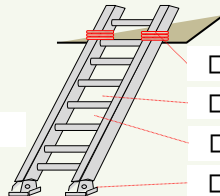


【手すり付き脚立(例)】

②使用する場合の「ルール」の定め」「安全使用のポイントを」教育



- 身を乗り出さない
(位置を直す)
- 天板作業禁止
- 反動のある作業をしない
- 3点支持での昇降



- はしご上端の固定・突き出し
- はしご上で作業をしない
- 3点支持での昇降
- 滑動防止(又は補助)

【チェックリストの活用

脚立 チェックリスト

厚労省 検索

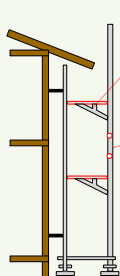
はしごを建てる前に

作業前チェックポイント

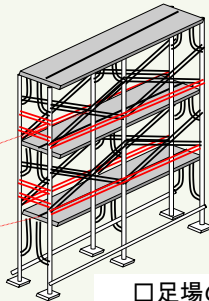
2. 足場について

幅が1m以上の箇所は原則本足場を使用

組立・解体中の対策徹底



- 作業床の確保
(幅40cm以上)
- 手すり、
中さんの設置
- 下さんの設置
(躯体側も必要に応じて)



□ 足場の点検

□ 作業主任者の配置と職務の遂行

- 先行手すり採用
(適切な手順の徹底)
- 墜落制止器具使用
(原則フルハーネス)
- 適切な取り付け設備
(親綱等)



【親綱支柱と親綱】
親綱に安全帯を取り付ける

足場からの墜落防止措置が強化されます

※ 足場作業時、作業員は100%フルハーネスを着用

1. 足場の点検
2. 作業主任者の配置と職務の遂行
3. フルハーネスの着用

3. 墜落・転落による危険を未然に防ぐためのリスクアセスメントの実施について

工事工程別、作業別等の必要な単位で実施

日々の安全活動にて、墜落・転落災害の危険箇所を確認



- 施工計画書/施工要領書
- 個別工事の作業手順書

RAの結果を
反映させる



朝礼・ミーティング



巡視・パトロール

STOP! 熱中症 ～ クールワークキャンペーン ～

令和8年5月1日～9月30日まで

STEP 1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握

STEP 2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

「職場における熱中症防止のためのガイドライン」

(令和8年3月策定)

に基づく熱中症予防対策に取組みましょう!

ガイドラインの全文はこちら



□ 暑さ指数の低減

□ 休憩場所の整備

□ 服装



□ 作業時間の短縮
作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止

□ ブレーキング



□ 水分・塩分摂取



のどがかわいていなくても

□ 暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整

□ 健康診断結果に基づく対応

- ① 糖尿病
- ② 高血圧
- ③ 心疾患
- ④ 腎不全
- ⑤ 精神・神経系の疾患
- ⑥ 皮膚疾患
- ⑦ 感冒
- ⑧ 下痢

□ 日常の健康管理



睡眠不足 飲み過ぎ 当日の朝食

□ 作業中の作業者の健康状態の確認